

議案第 32 号

小城市社会教育指導員規則の一部を改正する規則

小城市社会教育指導員規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 28 日

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給を行うため、規則を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市社会教育指導員規則の一部を改正する規則

小城市社会教育指導員規則（平成17年小城市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、「第31号」の次に「）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第32号 小城市社会教育指導員規則（平成17年小城市教育委員会規則第23号）の一部を改正する規則 新旧対照表

| 現行   | 改正後（案）   |
|--|--|
| <p>（報酬及び費用弁償等）</p> <p>第8条 指導員の報酬、費用弁償及び期末手当 _____ については、小城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小城市条例第31号）に定めるところによる。</p> | <p>（報酬及び費用弁償等）</p> <p>第8条 指導員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当については、小城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小城市条例第31号）に定めるところによる。</p> |